

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

公開草案	改定監査委員会監査基準
監査委員会監査基準 第 1 章 本基準の目的 （目的） 第 1 条 1. 本基準は、監査委員会の職責とそれを果たすうえでの監査委員の心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。（現行どおり） 2. 監査委員会は、会社の規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の監査環境にも配慮して本基準に則して行動するものとし、監査の実効性の確保に努めなければならない。 第 2 章 監査委員会の職責及び監査委員の心構え （監査委員会の職責） 第 2 条 1. 監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担い、かつ、執行役及び取締役の職務執行を監査する<u>唯一の</u>法定の機関として、その職務を適正に執行することによって、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。 2. 監査委員会は、第 20 条に定める内部統制システムの構築及び運用の<u>状況</u>	監査委員会監査基準 第 1 章 本基準の目的 （目的） 第 1 条 1. 本基準は、監査委員会の職責とそれを果たすうえでの監査委員の心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。（現行どおり） 2. 監査委員会は、会社の規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の監査環境にも配慮して本基準に則して行動するものとし、監査の実効性の確保に努めなければならない。 第 2 章 監査委員会の職責及び監査委員の心構え （監査委員会の職責） 第 2 条 1. 監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担い、かつ、執行役及び取締役の職務執行を監査する法定の機関として、その職務を適正に執行することによって、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。 2. 監査委員会は、第 20 条に定める内部統制システムの構築及び運用（<u>以下</u>

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

<u>（以下あわせて「整備状況」という）</u>を監視及び検証し、内部統制システムの整備に係る取締役会の審議等において、その監査活動に基づいた情報を活用するなど、積極的な役割を果たさなければならない。 3. 監査委員会は、前項に定める内部統制システムの整備とそれに対する監視及び検証を前提として、内部監査部門等との実効的な連係を通じて、会社の業務及び財産の状況に関する調査並びに執行役、取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証等を行い、取締役会に対する報告もしくは提案、執行役もしくは使用人に対する助言もしくは勧告、又は執行役もしくは取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。 4. 監査委員会は、法令で定めるところに従い、監査報告を作成する。 5. 監査委員会は、会計監査人の職務の執行の状況を監視し検証するとともに、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定しなければならない。	<u>あわせて「整備」という）の状況</u>を監視及び検証し、内部統制システムの整備に係る取締役会の審議等において、その監査活動に基づいた情報を活用するなど、積極的な役割を果たさなければならない。 3. 監査委員会は、前項に定める内部統制システムの整備とそれに対する監視及び検証を前提として、<u>第 14 条第 1 項及び第 2 項に定める内部監査部門等との実効的な連係等</u>を通じて、会社の業務及び財産の状況に関する調査並びに執行役、取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証等を行い、取締役会に対する報告もしくは提案、執行役もしくは使用人に対する助言もしくは勧告、又は執行役もしくは取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。 4. 監査委員会は、法令で定めるところに従い、監査報告を作成する。 5. 監査委員会は、会計監査人の職務の執行の状況を監視し検証するとともに、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定しなければならない。
（監査委員の心構え） 第 3 条 1. 監査委員は、監査職務の執行を通じて得た情報を取締役会の審議等において積極的に活用し、もって取締役会の監督機能の実効性の確保に努めなければならない。 2. 監査委員は、取締役会が行う業務執行の決定に取締役会構成員として加わる地位を有することに留意し、監査職務の執行を通じて得た情報を有効に活用のうえ、業務の適正な決定に努めなければならない。 3. 監査委員は、執行役その他業務執行者からの独立の立場の保持に努めるとともに、公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければ	（監査委員の心構え） 第 3 条 1. 監査委員は、監査職務の執行を通じて得た情報を取締役会の審議等において積極的に活用し、もって取締役会の監督機能の実効性の確保に努めなければならない。 2. 監査委員は、取締役会が行う業務執行の決定に取締役会構成員として加わる地位を有することに留意し、監査職務の執行を通じて得た情報を有効に活用のうえ、業務の適正な決定に努めなければならない。 3. 監査委員は、執行役その他業務執行者からの独立の立場の保持に努めるとともに、公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければ

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

ならない。 4. 監査委員は、その職務の適正な執行のため常に自己研鑽に努めなければならない。（現行どおり） 5. 監査委員は、適正な監査視点の形成のため、会社並びに親会社及び子会社等から成る企業集団における状況を含め、経営全般の見地から経営課題についての認識を深めるとともに、経営状況の推移と会社をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。 6. 監査委員は、平素より会社及び子会社の取締役、執行役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。 7. 監査委員は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、必要に応じて外部専門家の意見を徴するなど、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。（現行どおり） 8. 監査委員は、その職務の執行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。	ならない。 4. 監査委員は、その職務の適正な執行のため常に自己研鑽に努めなければならない。（現行どおり） 5. 監査委員は、適正な監査視点の形成のため、会社並びに親会社及び子会社等から成る企業集団における状況を含め、経営全般の見地から経営課題についての認識を深めるとともに、経営状況の推移と会社をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。 6. 監査委員は、平素より会社及び子会社の取締役、執行役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。 7. 監査委員は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、必要に応じて外部専門家の意見を徴するなど、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。（現行どおり） 8. 監査委員は、その職務の執行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。
（社外監査委員の心構え） 第4条 1. 社外取締役たる監査委員（以下「社外監査委員」という）は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために、法令上その選任が義務付けられていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査委員と共有することに努めるとともに、他の監査委員と協力して監査の環境の整備に努めなければならない。 2. 社外監査委員は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識	（社外監査委員の心構え） 第4条 1. 社外取締役たる監査委員（以下「社外監査委員」という）は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために、法令上その選任が義務付けられていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査委員と共有することに努めるとともに、他の監査委員と協力して監査の環境の整備に努めなければならない。 2. 社外監査委員は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

し、監査委員会及び取締役会等において忌憚のない質問をし又は意見を述べなければならない。 3. 社外監査委員は、法令で定める一定の活動状況が事業報告における開示対象となることにも留意し、自らの職務の執行状況の記録に努める。 第3章 監査委員会の組織及び運営等 （監査委員会の組織） 第5条 1. 監査委員会は、会社又はその子会社の業務を執行しない取締役3名以上をもって組織し、かつ、その過半数は社外取締役でなければならない。 2. 監査委員会は、必要に応じて、常勤の監査委員を選定することができる。 3. 監査委員会は、監査委員会事務局の設置を取締役会に対して要請することができる。当該事務局を設置する場合、その使用人は専任の者であることが望ましい。 （監査委員候補者の選定への関与） 第6条 1. 監査委員会は、監査委員の社内・社外又は常勤・非常勤の別及びその員数、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応等を考慮し、監査委員候補者の選定に関して一定の方針を有しておくことが望ましい。 （現行どおり） 2. 監査委員会は、前項の方針の決定及びその運用に関して、監査委員候補者と会社との関係並びに他の取締役、執行役及び主要な使用人との関係等	し、監査委員会及び取締役会等において忌憚のない質問をし又は意見を述べなければならない。 3. 社外監査委員は、法令で定める一定の活動状況が事業報告における開示対象となることにも留意し、自らの職務の執行状況の記録に努める。 第3章 監査委員会の組織及び運営等 （監査委員会の組織） 第5条 1. 監査委員会は、会社又はその子会社の業務を執行しない取締役3名以上をもって組織し、かつ、その過半数は社外取締役でなければならない。 2. 監査委員会は、必要があると認めたときは、常勤の監査委員を選定することができる。 3. 監査委員会は、監査委員会事務局の設置を取締役会に対して要請することができる。当該事務局を設置する場合、その使用人は専任の者であることが望ましい。 （監査委員候補者の選定への関与） 第6条 1. 監査委員会は、監査委員の社内・社外又は常勤・非常勤の別及びその員数、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応等を考慮し、監査委員候補者の選定に関して一定の方針を有しておくことが望ましい。 （現行どおり） 2. 監査委員会は、前項の方針の決定及びその運用に関して、監査委員候補者と会社との関係並びに他の取締役、執行役及び主要な使用人との関係等
--	--

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

を勘案し、監査委員の独立性に問題が生じないことを確認のうえ、監査委員としての適格性を有する者の確保に努めなければならない。なお、監査委員のうち最低 1 名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることが望ましい。 3. 監査委員会は、監査の環境の整備及び監査の独立性の確保の観点から、監査委員候補者の選定に関して、取締役会及び指名委員会との連係を図るよう努め、必要があると認めたときは、取締役会又は指名委員会に対して意見を表明しなければならない。	を勘案し、監査委員の独立性に問題が生じないことを確認のうえ、監査委員としての適格性を有する者の確保に努めなければならない。なお、監査委員のうち最低 1 名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることが望ましい。 3. 監査委員会は、監査の環境の整備及び監査の独立性の確保の観点から、監査委員候補者の選定に関して、取締役会及び指名委員会との連係を図るよう努め、必要があると認めたときは、取締役会又は指名委員会に対して意見を表明しなければならない。
（監査委員会の運営）	（監査委員会の運営）
第 7 条	第 7 条
1. 監査委員会は定期的開催するものとし、取締役会の開催日時、各監査委員の出席可能性等にも配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定めておくことが望ましい。ただし、必要があるときは随時開催するものとする。（現行どおり） 2. 監査委員会は、監査委員会の長を定めるものとする。監査委員会の長は、監査委員会を招集し運営するほか、監査委員会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監査委員による招集権の行使を妨げるものではない。（現行どおり） 3. 監査委員会は、必要があると認めたときは、執行役、他の取締役、内部統制部門の使用人又は会計監査人その他の者に委員会への出席を求め、説明を求めなければならない。 4. 監査委員会の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数が出席し、十分な資料に基づいた審議のうえ、その過半数をもって行わなければならない。ただし、特別の利害関係を有する委員は、決議に加わるこ	1. 監査委員会は定期的開催するものとし、取締役会の開催日時、各監査委員の出席可能性等にも配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定めておくことが望ましい。ただし、必要があるときは随時開催するものとする。（現行どおり） 2. 監査委員会は、監査委員会の長を定めるものとする。監査委員会の長は、監査委員会を招集し運営するほか、監査委員会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監査委員による招集権の行使を妨げるものではない。（現行どおり） 3. 監査委員会は、必要があると認めたときは、執行役、他の取締役、内部統制部門の使用人又は会計監査人その他の者に委員会への出席を求め、説明を求めなければならない。 4. 監査委員会の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数が出席し、十分な資料に基づいた審議のうえ、その過半数をもって行わなければならない。ただし、特別の利害関係を有する委員は、決議に加わるこ

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

ができない。 5. 監査委員は、監査委員会議事録に議事の経過の要領及び結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確認し、出席した監査委員は、これに署名又は記名押印しなければならない。 6. 監査委員会は、その職務の執行の状況を取締役会に対して遅滞なく報告しなければならない。この場合、監査委員会は、その選定した監査委員に報告をさせることができる。 （監査委員会の職務分担等） 第8条 1. 監査委員会は、次に掲げる職務を行う監査委員をそれぞれ一名又は複数名その決議により選定し、又は定め、もしくは指定するものとする。 一 会社法第405条第1項に基づき、執行役、他の取締役、内部統制部門その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する監査委員 二 会社法第405条第2項に基づき、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する監査委員 三 会社法第408条第1項第2号に基づき、会社が執行役もしくは取締役に対し訴えを提起し、又は執行役もしくは取締役が会社に対し訴えを提起する場合において、当該訴えについて会社を代表する監査委員 四 会社法第417条第1項に基づき、取締役会を招集する監査委員 五 会社法第417条第3項に基づき、取締役会に対して監査委員会の職務の執行の状況を報告する監査委員 六 会社法施行規則第132条第5項第3号及び会社計算規則第158条第5項第3号に定める監査委員として定められた監査委員	ができない。 5. 監査委員は、監査委員会議事録に議事の経過の要領及び結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確認し、出席した監査委員は、これに署名又は記名押印しなければならない。 6. 監査委員会は、その職務の執行の状況を取締役会に対して遅滞なく報告しなければならない。この場合、監査委員会は、その選定した監査委員に報告をさせることができる。 （指名監査委員の選定等） 第8条 1. 監査委員会は、次に掲げる職務を行う監査委員をそれぞれ一名又は複数名その決議により選定し、又は定め、もしくは指定するものとする。 一 会社法第405条第1項に基づき、執行役、他の取締役、内部統制部門その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する監査委員 二 会社法第405条第2項に基づき、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する監査委員 三 会社法第408条第1項第2号に基づき、会社が執行役もしくは取締役に対し訴えを提起し、又は執行役もしくは取締役が会社に対し訴えを提起する場合において、当該訴えについて会社を代表する監査委員 四 会社法第417条第1項に基づき、取締役会を招集する監査委員 五 会社法第417条第3項に基づき、取締役会に対して監査委員会の職務の執行の状況を報告する監査委員 六 会社法施行規則第132条第5項第3号及び会社計算規則第158条第5項第3号に定める監査委員として定められた監査委員
--	---

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

七 会社計算規則第 153 条に基づき、計算関係書類を作成した執行役から計算関係書類の提供を受ける者として監査委員会が指定した監査委員 八 その他監査委員会の職務を適切に遂行するため、監査委員会がその職務分担として定めた職務を行う監査委員 2. 前項の監査委員を選定し、又は定め、もしくは指定する際は、当該各号の職務の内容に応じ、当該監査委員の社内・社外又は常勤・非常勤の別、及び専門知識の有無等を考慮するものとする。 3. 第 1 項各号に定める監査委員は、<u>その職務を適正に行わなければならない。</u>この場合にあって、<u>当該監査委員は、</u>必要があると認めたときは、補助使用人等又は内部監査部門等を通じてその職務を行うことができる。 （監査委員の報酬等、監査費用） 第 9 条 1. 監査委員会は、監査活動の独立性及び実効性の確保の観点から必要があると認めたときは、監査委員の報酬等の内容の決定に関する方針について、報酬委員会と協議の機会をもつことが望ましい。 2. 監査委員会は、その職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましい。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。 3. 監査委員会は、監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意しなければならない。（現行どおり） 第 4 章 監査委員会監査の環境整備 （代表執行役等からの情報収集）	七 会社計算規則第 153 条に基づき、計算関係書類を作成した執行役から計算関係書類の提供を受ける者として監査委員会が指定した監査委員 八 その他監査委員会の職務を適切に遂行するため、監査委員会がその職務分担として定めた職務を行う監査委員 2. 前項の監査委員を選定し、又は定め、もしくは指定する際は、当該各号の職務の内容に応じ、当該監査委員の社内・社外又は常勤・非常勤の別、及び専門知識の有無等を考慮するものとする。 3. 第 1 項各号に定める監査委員は、必要があると認めたときは、補助使用人等又は内部監査部門等を通じてその職務を行うことができる。 （監査委員の報酬等・監査費用） 第 9 条 1. 監査委員会は、監査活動の独立性及び実効性の確保の観点から必要があると認めたときは、監査委員の報酬等の内容の決定に関する方針について、報酬委員会と協議の機会をもつことが望ましい。 2. 監査委員会は、その職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましい。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。 3. 監査委員会は、監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意しなければならない。（現行どおり） 第 4 章 監査委員会監査の環境整備 （代表執行役等からの情報収集）
--	--

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

第 10 条

1. 監査委員会は、会社の経営の基本方針、会社が対処すべき課題、及び会社を取り巻くリスク等を確認するとともに、監査の環境の整備の状況及び監査上の重要課題等について、代表執行役及び関係する執行役（以下「代表執行役等」という）と定期的に情報及び意見を交換し、監査委員会の職務の執行のためには、監査環境の整備が重要であるとの認識を代表執行役等と共有するものとする。
2. 監査委員会は、前項に定める情報及び意見の交換により、必要があると認めたときは、取締役会又は代表執行役等に対して、本章に定める監査環境の整備についての提案又は勧告等を行うものとする。

（監査委員会監査の実効性を確保する体制）

第 11 条

監査委員会は、その監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、会社法第 416 条第 1 項第 1 号口及び会社法施行規則第 112 条第 1 項に基づき、取締役会において決議することを要する次に掲げる事項について、監査委員会としての基本方針を決定又は決議し、必要があると認めたときは、取締役会に対して報告もしくは提案又は意見の表明を行わなければならない。

- 一 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下「補助使用人等」という）に関する事項
- 二 前号の補助使用人等の執行役からの独立性に関する事項
- 三 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制に関する事項
- 四 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体

第 10 条

1. 監査委員会は、会社の経営の基本方針、会社が対処すべき課題、及び会社を取り巻くリスク等を確認するとともに、監査環境の整備の状況及び監査上の重要課題等について、代表執行役及び関係する執行役と定期的に情報及び意見を交換し、監査委員会の職務の執行のためには、監査環境の整備が重要であるとの認識を代表執行役等と共有するものとする。
2. 監査委員会は、前項に定める情報及び意見の交換により、必要があると認めたときは、取締役会又は代表執行役等に対して、本章に定める監査環境の整備についての提案又は勧告等を行うものとする。

（監査委員会監査の実効性を確保する体制）

第 11 条

監査委員会は、その監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、会社法第 416 条第 1 項第 1 号口及び会社法施行規則第 112 条第 1 項に基づき、取締役会において決議することを要する次に掲げる事項について、監査委員会としての基本方針を決定又は決議し、必要があると認めたときは、取締役会に対して報告もしくは提案又は意見の表明を行わなければならない。

- 一 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下「補助使用人等」という）に関する事項
- 二 前号の補助使用人等の執行役からの独立性に関する事項
- 三 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制に関する事項
- 四 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

制に関する事項	制に関する事項
（補助使用人等） 第 12 条 1. 監査委員会は、前条第 1 号及び第 2 号にかかる基本方針の決定又は決議に関し、会社の規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮しなければならない。 2. 監査委員会は、補助使用人等の執行役その他業務執行者からの独立性の確保に留意しなければならない。 3. 監査委員会は、次に掲げる事項について明確化しておくなど、補助使用人等の独立性の確保に必要な事項を検討するものとする。 - 一 補助使用人等の権限 - 二 補助使用人等の属する組織 - 三 監査委員会の補助使用人等に対する指揮命令権 - 四 補助使用人等の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査委員会の同意権 （監査委員会への報告に関する体制等） 第 13 条 1. 監査委員会は、第 11 条第 3 号にかかる基本方針の決定又は決議に関し、執行役及び使用人から監査委員会に対して適時かつ適切な報告がなされることが、第 32 条に定める組織監査を行ううえでとくに重要であることに留意し、同号にかかる取締役会の審議等において積極的な役割を果たさなければならない。 2. 監査委員会は、執行役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が	（補助使用人等） 第 12 条 1. 監査委員会は、前条第 1 号及び第 2 号にかかる基本方針の決定又は決議に関し、会社の規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮しなければならない。 2. 監査委員会は、補助使用人等の執行役その他業務執行者からの独立性の確保に留意しなければならない。 3. 監査委員会は、次に掲げる事項について明確化しておくなど、補助使用人等の独立性の確保に必要な事項を検討するものとする。 - 一 補助使用人等の権限 - 二 補助使用人等の属する組織 - 三 監査委員会の補助使用人等に対する指揮命令権 - 四 補助使用人等の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査委員会の同意権 （監査委員会への報告に関する体制等） 第 13 条 1. 監査委員会は、第 11 条第 3 号にかかる基本方針の決定又は決議に関し、執行役及び使用人から監査委員会に対して適時かつ適切な報告がなされることが、第 32 条に定める組織監査を行ううえでとくに重要であることに留意し、同号にかかる取締役会の審議等において積極的な役割を果たさなければならない。 2. 監査委員会は、執行役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

あることを発見したときには、これを直ちに監査委員会に報告するよう執行役に対して求めなければならない。 3. 前項に定める事項のほか、監査委員会は、執行役との間で、監査委員会に対して定期的に報告を行う事項及び報告を行う者を、協議して定めるものとする。また、必要があると認めたときは、社内規則の制定もしくは変更、又はその他社内体制の整備等を取締役会及び関係する執行役に対して求めなければならない。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。 4. 前項の報告に係る受領先として補助使用人等又は内部監査部門等を指定する場合には、監査委員会は、当該補助使用人等又は内部監査部門等から監査委員会又は第 8 条第 1 項各号に定める監査委員等に対して適時かつ適切に報告が行われる体制を整備しなければならない。	あることを発見したときには、これを直ちに監査委員会に報告するよう執行役に対して求めなければならない。 3. 前項に定める事項のほか、監査委員会は、執行役との間で、監査委員会に対して定期的に報告を行う事項及び報告を行う者を、協議して定めるものとする。また、必要があると認めたときは、社内規則の制定もしくは変更、又はその他社内体制の整備等を取締役会及び関係する執行役に対して求めなければならない。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。 4. 前項の報告に係る受領先として補助使用人等又は内部監査部門等を指定する場合には、監査委員会は、当該補助使用人等又は内部監査部門等から監査委員会又は第 8 条第 1 項各号に定める<u>指名</u>監査委員等に対して適時かつ適切に報告が行われる体制を整備しなければならない。
（内部監査部門等との関係体制） 第 14 条 1. 監査委員会は、第 11 条第 4 号にかかる基本方針の決定又は決議に関し、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務を実効的かつ効率的に執行する観点から、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署等（以下「内部監査部門等」という）と緊密な関係が<u>図れるよう、そのための</u>体制の整備に努めなければならない。 2. 前項の体制の整備に関し、監査委員会は、内部監査部門等からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出すなど、内部監査部門等と日常的かつ機動的な関係を図るための体制の整備に努めなければならない。なお、内部監査部門等の職務の執行の実効性及び独立性の確保の観点から必要があると認めたときは、監査委員会は、	（内部監査部門等との関係体制） 第 14 条 1. 監査委員会は、第 11 条にかかる基本方針の決定又は決議に関し、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務を実効的かつ効率的に執行する観点から、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署等（以下「内部監査部門等」という）と緊密な関係が<u>保持される</u>体制の整備に努めなければならない。 2. 前項の体制の整備に関し、監査委員会は、内部監査部門等からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出すなど、内部監査部門等と日常的かつ機動的な関係を図るための体制の整備に努めなければならない。なお、内部監査部門等の職務の執行の実効性及び独立性の確保の観点から必要があると認めたときは、監査委員会は、

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

内部監査部門等の主要な使用人の権限及び独立性に関する事項について、取締役会に対して第 11 条第 1 号及び第 2 号に定める決議を要請するものとする。 3. 監査委員会は、前 2 項に定める<u>事項のほか</u>、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署（以下「内部統制部門」という）からも内部統制システムについて<u>定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて調査を求めることができるようにする</u>など、監査委員会の監査が実効的に行われる<u>よう、そのための体制の整備に努めなければならない</u>。 4. 監査委員会は、本条に定める内部監査部門等との関係体制及び第 13 条に定める監査委員会への報告に関する報告体制等が実効的に構築され、かつ、運用されるよう、取締役会又は執行役に対して体制の整備を<u>要請又は勧告するものとする</u>。 5. 会社に内部通報システムがおかれているときには、監査委員会は、当該内部通報システムが有効に機能し、必要な情報が監査委員会に提供されるための体制が整備されているか<u>を監視及び検証するとともに</u>、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。 （会計監査人との関係体制） 第 15 条 監査委員会は、第 11 条第 4 号にかかる基本方針の決定又は決議に関し、会計監査人と定期的に会合をもつほか、会計監査人から監査に関する報告を随時かつ適時に受領するなど、会計監査人と緊密な関係を保ちながら、実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努めなければならない。	内部監査部門等の主要な使用人の権限及び独立性に関する事項について、取締役会に対して第 11 条第 1 号及び第 2 号に定める決議を要請するものとする。 3. 監査委員会は、前 2 項に定めるほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署（以下「内部統制部門」という）からも内部統制システムに関する事項について<u>必要に応じて報告を受け又は調査を求めることができるようにしておく</u>など、監査委員会の監査が実効的に行われる<u>ための体制の整備に努めなければならない</u>。 4. 監査委員会は、本条に定める内部監査部門等との関係体制及び第 13 条に定める監査委員会への報告に関する報告体制等が実効的に構築され、かつ、運用されるよう、<u>必要に応じて取締役会又は執行役に対して体制の整備に関する要請又は勧告を行わなければならない</u>。 5. 会社に内部通報システムがおかれているときには、監査委員会は、当該内部通報システムが有効に機能し、必要な情報が監査委員会に提供されるための体制が整備されているか<u>について監視及び検証するとともに</u>、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。 （会計監査人との関係体制） 第 15 条 監査委員会は、第 11 条にかかる基本方針の決定又は決議に関し、会計監査人と定期的に会合をもつほか、会計監査人から監査に関する報告を随時かつ適時に受領するなど、会計監査人と緊密な関係を保ちながら、実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努めなければならない。
--	---

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

（企業集団に関する監査体制） 第 16 条 1. 監査委員会は、第 11 条第 4 号にかかる基本方針の決定又は決議に関し、親会社並びに子会社及び重要な関連会社（以下「子会社等」という）から構成される企業集団内における監査の環境の整備に努めるとともに、執行役及び取締役会に対して、そのための必要な体制を整備するよう求めなければならない。 2. 監査委員会は、内部統制システムが企業集団内においても適切に整備されているかに留意し、重要な子会社等については、その内部統制システムの整備状況について監視及び検証を行えるようにしておくなど、企業集団全体の監査の環境の整備に努めなければならない。 第 5 章 業務監査 （執行役及び取締役の職務の執行の監査） 第 17 条 1. 監査委員会は、執行役及び取締役の職務の執行を監査する。 2. 監査委員会は、その職務の執行にあたって、必要があると認めたときは、取締役会又は他の委員会に対する報告、提案もしくは意見の表明、又は執行役もしくは内部統制部門に対する助言もしくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。 （執行役の職務の執行の監査） 第 18 条	（企業集団における監査体制） 第 16 条 1. 監査委員会は、第 11 条にかかる基本方針の決定又は決議に関し、親会社並びに子会社及び重要な関連会社（以下「子会社等」という）から構成される企業集団内における監査の環境の整備に努めるとともに、執行役及び取締役会に対して、そのための必要な体制を整備するよう求めなければならない。 2. 監査委員会は、内部統制システムが企業集団内においても適切に整備されているかに留意し、重要な子会社等については、その内部統制システムの整備状況について監視及び検証を行えるようにしておくなど、企業集団全体の監査の環境の整備に努めなければならない。 第 5 章 業務監査 （執行役及び取締役の職務の執行の監査） 第 17 条 1. 監査委員会は、執行役及び取締役の職務の執行を監査する。 2. 監査委員会は、その職務の執行にあたって、必要があると認めたときは、取締役会又は他の委員会に対する報告、提案もしくは意見の表明、又は執行役もしくは内部統制部門に対する助言もしくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。 （執行役の職務の執行の監査） 第 18 条
---	--

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

1. 監査委員会は、執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画等に従い、健全、公正妥当、かつ、効率的に業務の執行を決定し、かつ、業務を執行しているかを監視し検証しなければならない。 2. 監査委員会は、執行役が行う業務の執行の決定及び業務の執行について、執行役の善管注意義務及び忠実義務等の法的義務の履行状況を、次の観点から監視し検証しなければならない。 - 一 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと - 二 意思決定過程が合理的であること - 三 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと - 四 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと - 五 意思決定が<u>執行役</u>の利益又は第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること 3. 監査委員会又は監査委員は、執行役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をしもしくはするおそれがあると認めたとき、会社に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき、又は会社の業務に著しく不当な事実を認めたときは、執行役に対する勧告、取締役会への報告、又は執行役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。 4. 監査委員会又は監査委員は、執行役、取締役及び使用人等から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役会に対する報告、執行役に対する勧告、又は監査委員会もしくは取締役会の招集など、状況に応じ適切な措置を適時に講じなければならない。 5. 前2項に関し、執行役の職務の執行の監査を通じてとくに必要があると認めたときは、監査委員会又は監査委員は、取締役会に対し執行役の解任	1. 監査委員会は、執行役が取締役会の定めた経営の基本方針及び中長期の経営計画等に従い、健全、公正妥当、かつ、効率的に業務の執行を決定し、かつ、業務を執行しているかを監視し検証しなければならない。 2. 監査委員会は、執行役が行う業務の執行の決定及び業務の執行について、執行役の善管注意義務及び忠実義務等の法的義務の履行状況を、次の観点から監視し検証しなければならない。 - 一 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと - 二 意思決定過程が合理的であること - 三 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと - 四 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと - 五 意思決定が<u>自己</u>の利益又は第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること 3. 監査委員会又は監査委員は、執行役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をしもしくはするおそれがあると認めたとき、会社に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき、又は会社の業務に著しく不当な事実を認めたときは、執行役に対する勧告、取締役会への報告、又は執行役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。 4. 監査委員会又は監査委員は、執行役、取締役及び使用人等から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役会に対する報告、執行役に対する勧告、又は監査委員会もしくは取締役会の招集など、状況に応じ適切な措置を適時に講じなければならない。 5. 前2項に関し、執行役の職務の執行の監査を通じてとくに必要があると認めたときは、監査委員会又は監査委員は、取締役会に対し執行役の解任
---	--

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

等を含めた意見を表明する。 （取締役の職務の執行の監査） 第 19 条 1. 監査委員会は、取締役会又は各委員会等における取締役の職務の執行の状況を監視し検証する。 2. 監査委員会は、取締役会又は各委員会等において行われる意思決定に関して、取締役の善管注意義務及び忠実義務等の法的義務の履行状況を、第 18 条第 2 項各号に定める観点から監視し検証しなければならない。 3. 監査委員会は、代表執行役及び関係する執行役がその職務の執行の状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。 4. 前 2 項に関して必要があると認めたときは、監査委員会は、取締役会に対する報告、提案もしくは意見の表明、取締役に対する助言もしくは勧告又は差止めの請求など、必要な措置を適時に講じなければならない。 （内部統制システムに係る監査） 第 20 条 1. 監査委員会は、会社の取締役会決議に基づいて整備される次の体制（以下「内部統制システム」という）に関して、当該取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況について監視し検証しなければならない。 - 一 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下「法令等遵守体制」という） - 二 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	等を含めた意見を表明する。 （取締役の職務の執行の監査） 第 19 条 1. 監査委員会は、取締役会又は各委員会等における取締役の職務の執行の状況を監視し検証する。 2. 監査委員会は、取締役会又は各委員会等において行われる意思決定に関して、取締役の善管注意義務及び忠実義務等の法的義務の履行状況を、第 18 条第 2 項各号に定める観点から監視し検証しなければならない。 3. 監査委員会は、代表執行役及び関係する執行役がその職務の執行の状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。 4. 前 2 項に関して必要があると認めたときは、監査委員会は、取締役会に対する報告、提案もしくは意見の表明、取締役に対する助言もしくは勧告又は差止めの請求など、必要な措置を適時に講じなければならない。 （内部統制システムに係る監査） 第 20 条 1. 監査委員会は、会社の取締役会決議に基づいて整備される次の体制（以下「内部統制システム」という）に関して、当該取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている内部統制システムの状況について監視し検証しなければならない。 - 一 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（以下「法令等遵守体制」という） - 二 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
---	---

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

三 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（以下「損失危険管理体制」という） 四 執行役の職務が効率的に行われることを確保するための体制 五 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 六 第 11 条に定める監査委員会監査の実効性を確保する体制 2. 監査委員会は、内部統制システムの整備状況<u>についての</u>報告を代表執行役その他関係する執行役に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連係及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証する。また、法令等遵守体制、損失危険管理体制、第 21 条に定める財務報告内部統制、もしくは第 22 条に定める情報開示体制等を所管する執行役が選定され、又はそれらを所管する委員会等が設置されている場合には、監査委員会は、当該執行役又は委員会等から定期的な報告を受領するなど、緊密な連係を図るよう努めなければならない。 3. 監査委員会は、内部統制システムの整備に関し、必要があると認めたときは、代表執行役及び関係する執行役との間で協議の機会をもたなければならない。 4. 監査委員会は、取締役会、代表執行役又は関係する執行役等が内部統制システムの適切な整備を怠っていると認められる場合には、取締役会、代表執行役又は関係する執行役等に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない。 5. 監査委員会は、本条に定める監査活動を通じて得た内部統制システムに関する監査の結果を取締役会に対して遅滞なく報告し、内部統制システムの整備にかかる取締役会の審議等において、その監査活動に基づいた情報を活用するなど、積極的な役割を果たさなければならない。	三 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（以下「損失危険管理体制」という） 四 執行役の職務が効率的に行われることを確保するための体制 五 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 六 第 11 条に定める監査委員会監査の実効性を確保する体制 2. 監査委員会は、内部統制システムの整備状況<u>に関する</u>報告を代表執行役その他関係する執行役に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連係及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証する。また、法令等遵守体制、損失危険管理体制、第 21 条に定める財務報告内部統制、もしくは第 22 条に定める情報開示体制等を所管する執行役が選定され、又はそれらを所管する委員会等が設置されている場合には、監査委員会は、当該執行役又は委員会等から定期的な報告を受領するなど、緊密な連係を図るよう努めなければならない。 3. 監査委員会は、内部統制システムの整備に関し、必要があると認めたときは、代表執行役及び関係する執行役との間で協議の機会をもたなければならない。 4. 監査委員会は、取締役会、代表執行役又は関係する執行役等が内部統制システムの適切な整備を怠っていると認められる場合には、取締役会、代表執行役又は関係する執行役等に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない。 5. 監査委員会は、本条に定める監査活動を通じて得た内部統制システムに関する監査の結果を取締役会に対して遅滞なく報告し、内部統制システムの整備にかかる取締役会の審議等において、その監査活動に基づいた情報を活用するなど、積極的な役割を果たさなければならない。
---	--

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

6. 内部統制システムに関する監査については、本基準に定める事項のほか、別に定める「内部統制システムに係る監査の実施基準」による。

（財務報告内部統制の監査）

第 21 条

1. 監査委員会は、会社及びその属する企業集団に係る財務計算に関する書類等の適正な作成及び報告のために必要な体制（以下「財務報告内部統制」という）について、代表執行役及び関係する執行役からの報告並びに会計監査人からの財務報告内部統制に関するリスク評価等についての報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどして、監視し検証しなければならない。
2. 監査委員会は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、財務報告内部統制の有効性に重大な影響を及ぼすと認められる事項について、会計監査人との情報の共有に努める。また、必要があると認めたときは、取締役会、代表執行役、関係する執行役又は内部統制部門に対し助言又は勧告しなければならない。

（情報開示体制の監査）

第 22 条

1. 監査委員会は、会社の情報開示体制について、次の観点から監視し検証しなければならない。
 - 一 開示される企業情報の透明性と信頼性を確保するため、明確な情報開示基準の制定等を含む情報作成及び情報開示のための体制が代表執行役及び関係する執行役によって適切に整備されていること

6. 内部統制システムに関する監査については、本基準に定める事項のほか、別に定める「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」による。

（財務報告内部統制の監査）

第 21 条

1. 監査委員会は、会社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制（以下「財務報告内部統制」という）について、財務報告を所管する代表執行役もしくは執行役（以下「財務担当執行役」という）又は内部監査部門等からの報告及び会計監査人からの財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすおそれのあると認められる事項についての報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどして、監視し検証しなければならない。
2. 監査委員会は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすと認められる事項について、会計監査人との情報の共有に努める。また、必要があると認めたときは、取締役会、財務担当執行役又は内部監査部門等に対し助言又は勧告しなければならない。

（情報開示体制の監査）

第 22 条

1. 監査委員会は、会社の情報開示体制について、次の観点から監視し検証しなければならない。
 - 一 開示される情報の透明性と信頼性を確保するため、明確な情報開示基準の制定等を含む情報作成及び情報開示のための体制が代表執行役及び関係する執行役によって適切に整備されていること

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

二 継続企業の前提にかかる事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、企業の健全性に重大な影響のある事項について適時に情報開示を行うための体制が代表執行役及び関係する執行役によって適切に整備されていること 2. 監査委員会は、会社が開示する情報につき、関係する執行役又は<u>内部統制部門</u>の使用人等のほか、会計監査人に対して重要事項について説明を求めるとともに、開示される情報に重要な誤りがなく、かつ、内容が誤解を生ぜしめるものでないかを検証しなければならない。 （競業取引等の監査） 第 23 条 1. 監査委員会は、次の取引等について、執行役又は取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。 - 一 競業取引 - 二 利益相反取引 - 三 会社がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む） - 四 親会社又は子会社もしくは株主等との通例的でない取引 - 五 自己株式の取得及び処分又は消却の手續 2. 前項各号に定める事項について、執行役又は取締役の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めたときは、監査委員会は、取締役会の招集又は執行役もしくは取締役の行為の差止めなど、必要な措置を講じなければならない。 3. 監査委員会は、第 1 項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な	二 継続企業の前提にかかる事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、企業の健全性に重大な影響のある事項について適時に情報開示を行うための体制が代表執行役及び関係する執行役によって適切に整備されていること 2. 監査委員会は、会社が開示する情報につき、関係する執行役又は使用人等のほか、会計監査人に対して重要事項について説明を求めるとともに、開示される情報に重要な誤りがなく、かつ、内容が誤解を生ぜしめるものでないかを検証しなければならない。 （競業取引等の監査） 第 23 条 1. 監査委員会は、次の取引等について、執行役又は取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。 - 一 競業取引 - 二 利益相反取引 - 三 会社がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む） - 四 親会社又は子会社もしくは株主等との通例的でない取引 - 五 自己株式の取得及び処分又は消却の手續 2. 前項各号に定める事項について、執行役又は取締役の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めたときは、監査委員会は、取締役会の招集又は執行役もしくは取締役の行為の差止めなど、必要な措置を講じなければならない。 3. 監査委員会は、第 1 項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な
---	---

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

損失の発生を未然に防止するよう取締役会又は関係する執行役に対し助言又は勧告しなければならない。 （事業報告等に係る監査） 第 24 条 1. 監査委員会は、事業年度を通じて執行役及び取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という）が適切に記載されているかについて監査意見を形成する。 2. 監査委員会は、その決議によって、事業報告等の作成に関する職務を行った執行役から事業報告等の通知を受け、事業報告等に係る監査報告の内容を当該執行役に対して通知する職務を行う監査委員を定めなければならない。 3. 監査委員会は、前項に定める監査委員を通じて、事業報告等の作成に関する職務を行った執行役から事業報告等を受領する。監査委員会は、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査報告に記載する。 4. 監査委員会は、事業報告等の監査にあたり、必要に応じて会計監査人との関係を図るものとする。 （事業報告における社外監査委員の活動状況等） 第 25 条 監査委員会は、事業報告において開示される社外監査委員の活動状況その他監査委員に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討するものとする。	損失の発生を未然に防止するよう取締役会又は関係する執行役に対し助言又は勧告しなければならない。 （事業報告等に係る監査） 第 24 条 1. 監査委員会は、事業年度を通じて執行役及び取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という）が適切に記載されているかについて監査意見を形成する。 2. 監査委員会は、その決議によって、事業報告等の作成に関する職務を行った執行役から事業報告等の通知を受け、事業報告等に係る監査報告の内容を当該執行役に対して通知する職務を行う監査委員を定めなければならない。 3. 監査委員会は、前項に定める監査委員を通じて、事業報告等の作成に関する職務を行った執行役から事業報告等を受領する。監査委員会は、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査報告に記載する。 4. 監査委員会は、事業報告等の監査にあたり、必要に応じて会計監査人との関係を図るものとする。 （事業報告における社外監査委員の活動状況等） 第 25 条 監査委員会は、事業報告において開示される社外監査委員の活動状況その他監査委員に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討するものとする。
--	--

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

第 6 章 会計監査

（会計監査）

第 26 条

1. 監査委員会は、事業年度を通じて執行役及び取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成する。
2. 監査委員会は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証する。

（会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制）

第 27 条

監査委員会は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行う。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体

第 6 章 会計監査

（会計監査）

第 26 条

1. 監査委員会は、事業年度を通じて執行役及び取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成する。
2. 監査委員会は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証する。

（会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制）

第 27 条

監査委員会は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行う。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

制に関するその他の事項	制に関するその他の事項
（会計監査人の報酬等） 第 28 条 1. 監査委員会は、会社が会計監査人と監査契約を締結する場合には、会計監査人の監査計画の内容、非監査業務の委託状況等も勘案のうえ、会計監査人に対する監査報酬の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。 2. 監査委員会は、前項の検証を踏まえ、会計監査人の報酬等の額について、同意の可否を判断しなければならない。	（会計監査人の報酬等） 第 28 条 1. 監査委員会は、会社が会計監査人と監査契約を締結する場合には、会計監査人の監査計画の内容、非監査業務の委託状況等も勘案のうえ、会計監査人に対する監査報酬の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。 2. 監査委員会は、前項の検証を踏まえ、会計監査人の報酬等の額について、同意の可否を判断しなければならない。
（会計方針の監査） 第 29 条 1. 監査委員会は、会計方針（会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類作成のための基本となる事項）が、会社財産の状況、計算関係書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。また、必要があると認めたときは、関係する執行役に対し助言又は勧告をしなければならない。 2. 会社が会計方針を変更する場合には、監査委員会は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう関係する執行役に求め、その変更の可否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。	（会計方針の監査） 第 29 条 1. 監査委員会は、会計方針（会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類作成のための基本となる事項）が、会社財産の状況、計算関係書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。また、必要があると認めたときは、関係する執行役に対し助言又は勧告をしなければならない。 2. 会社が会計方針を変更する場合には、監査委員会は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう関係する執行役に求め、その変更の可否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。
（計算関係書類の監査）	（計算関係書類の監査）

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

第 30 条

1. 監査委員会は、その決議によって、計算関係書類の作成に関する職務を行った執行役から計算関係書類の通知を受ける者を指定し、会計監査人から会計監査報告の通知を受け又は計算関係書類に係る監査報告の内容を当該執行役及び会計監査人に対して通知する職務を行う監査委員を定めなければならない。
2. 監査委員会は、前項に定める監査委員を通じて、各事業年度における計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）を受領する。監査委員会は、前項の執行役及び使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。
3. 監査委員会は、各事業年度における計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類につき、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資料を第 1 項に定める監査委員を通じて受領する。監査委員会は、会計監査人に対し会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。
4. 監査委員会は、会計監査報告及び監査に関する資料の調査の結果等を踏まえ、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について審議を行い、監査意見を形成する。当該審議の結果、会計監査人の監査の方法又は結果が相当でないと認めたときは、監査委員会は、相当でないと認めた旨及びその理由を監査報告に記載する。
5. 監査委員会は、株主総会又は取締役会に提出される剰余金の配当等に関する議案について、会計監査人からの監査の報告及び剰余金の配当等に関する中長期的な方針等を踏まえ、当該議案が会社の財産の状況その他の事

第 30 条

1. 監査委員会は、その決議によって、計算関係書類の作成に関する職務を行った執行役から計算関係書類の通知を受ける者を指定し、会計監査人から会計監査報告の通知を受け又は計算関係書類に係る監査報告の内容を当該執行役及び会計監査人に対して通知する職務を行う監査委員を定めなければならない。
2. 監査委員会は、前項に定める監査委員を通じて、各事業年度における計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）を受領する。監査委員会は、前項の執行役及び使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。
3. 監査委員会は、各事業年度における計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類につき、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資料を第 1 項に定める監査委員を通じて受領する。監査委員会は、会計監査人に対し会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。
4. 監査委員会は、会計監査報告及び監査に関する資料の調査の結果等を踏まえ、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について審議を行い、監査意見を形成する。当該審議の結果、会計監査人の監査の方法又は結果が相当でないと認めたときは、監査委員会は、相当でないと認めた旨及びその理由を監査報告に記載する。
5. 監査委員会は、株主総会又は取締役会に提出される剰余金の配当等に関する議案について、会計監査人からの監査の報告及び剰余金の配当等に関する中長期的な方針等を踏まえ、当該議案が会社の財産の状況その他の事

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

情に照らして著しく不当でないか慎重に検討しなければならない。 （会計監査人の選任等） 第 31 条 1. 監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任、解任及び不再任に関する議案の内容を決定する。（現行どおり） 2. 監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定める。 3. 監査委員会は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務の遂行の状況等を考慮し、毎期検討する。 第 7 章 監査の方法等 （組織監査） 第 32 条 1. 監査委員会は、第 14 条に定める内部監査部門等との連係体制その他内部統制システムの整備状況等を踏まえながら、<u>内部監査部門等及び内部統制部門と適切な関係を図り、かつ、会社の内部統制システム等</u>を活用して、組織的かつ効率的にその職務を執行するよう努めなければならない。 2. 監査委員会は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受けなければならない。また、必要があると認めたときは、内部監査部門等に対して調査を求め、又はその職務の執行に係る具体的指示を出すことができる。 3. 監査委員会は、前項に定める内部監査部門等に対する調査の要請又はその職務の執行に係る具体的指示を行った場合、当該内部監査部門等から適時に報告を受領し、その内容について検証するとともに、必要があると認	情に照らして著しく不当でないか慎重に検討しなければならない。 （会計監査人の選任等） 第 31 条 1. 監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任、解任及び不再任に関する議案の内容を決定する。（現行どおり） 2. 監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定める。 3. 監査委員会は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務の遂行の状況等を考慮し、毎期検討する。 第 7 章 監査の方法等 （組織監査） 第 32 条 1. 監査委員会は、第 14 条に定める内部監査部門等との連係体制その他内部統制システムの整備状況等を踏まえながら、<u>会社の内部統制システム等</u>を活用して、組織的かつ効率的にその職務を執行するよう努めなければならない。 2. 監査委員会は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受けなければならない。また、必要があると認めたときは、内部監査部門等に対して調査を求め、又はその職務の執行に係る具体的指示を出すことができる。 3. 監査委員会は、前項に定める内部監査部門等に対する調査の要請又はその職務の執行に係る具体的指示を行った場合、当該内部監査部門等から適時に報告を受領し、その内容について検証するとともに、必要があると認
--	--

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

めたときは、追加の指示等を行わなければならない。 4. 監査委員会は、前 2 項の監査を行うにあたり、必要があると認めたときは、第 8 条第 1 項各号に定める監査委員を通じて調査その他の監査を行うことができる。 （新設） 5. 監査委員会は、内部監査部門等の職務の執行の状況又は監査の結果を内部統制システムにかかる監査に実効的に活用するものとする。 （監査計画の作成） 第 33 条 1. 監査委員会は、第 14 条に定める内部監査部門等との連係体制その他内部統制システムの整備状況等を踏まえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定するものとする。 2. 監査委員会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。 3. 監査委員会は、その決議により、<u>監査業務</u>の分担を定める。この中には、第 8 条第 1 項に定める監査委員会の職務の分担を含むものとする。 4. <u>前項</u>の監査委員は、監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。 5. 監査委員会は、監査方針及び監査計画を、取締役会に報告し、関係する	めたときは、追加の指示等を行わなければならない。 4. 監査委員会は、前 2 項の監査を行うにあたり、必要があると認めたときは、第 8 条第 1 項各号に定める監査委員を通じて調査その他の監査を行うことができる。 5. <u>監査委員会は、必要があると認めたときは、内部監査部門等のほか、内部統制部門からも内部統制システムに関する事項について定期的かつ随時に報告を受け又は調査を求める。</u> 6. 監査委員会は、内部監査部門等の職務の執行の状況もしくは監査の結果及び<u>内部統制部門からの報告等</u>を内部統制システムにかかる監査に実効的に活用するものとする。 （監査計画の作成） 第 33 条 1. 監査委員会は、第 14 条に定める内部監査部門等との連係体制その他内部統制システムの整備状況等を踏まえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定するものとする。 2. 監査委員会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。 3. 監査委員会は、その決議により、監査の分担を定める。この中には、第 8 条第 1 項に定める<u>指名監査委員の選定等</u>を含むものとする。 4. 監査委員は、<u>前項に定める監査の分担に基づいて職務を執行するにあたり</u>、監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。 5. 監査委員会は、監査方針及び監査計画を、取締役会に報告し、関係する
--	---

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

執行役に通知する。 6. 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。（現行どおり） （会社の意思決定過程及び業務の執行状況の把握） 第 34 条 1. 監査委員会は、必要に応じて、執行役会議、経営会議その他の重要な会議に、監査委員、補助使用人等を出席させ、又は関係資料を閲覧するなどして、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しなければならない。 2. 監査委員会は、必要があると認めたときは、前項の会議等において、その意見を表明しなければならない。 （執行役及び使用人に対する調査等） 第 35 条 1. 監査委員会は、必要があると認めたときは、執行役及び使用人に対してその職務の執行に関する事項について報告を求め、又は第 8 条第 1 項第 1 号に定める監査委員を通じて会社の業務及び財産の状況を調査しなければならない。 2. 監査委員会は、前項の報告の徴収又は調査に関して、必要があると認めたときは、執行役又は使用人からの直接的な報告の徴収その他の方法による調査を実施しなければならない。 （会社財産の現況等の把握） 第 36 条 監査委員会は、重要な会社財産の取得、保有及び処分状況、会社の資	執行役に通知する。 6. 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。（現行どおり） （会社の意思決定過程及び業務の執行状況の把握） 第 34 条 1. 監査委員会は、必要に応じて、執行役会議、経営会議その他の重要な会議に、監査委員、補助使用人等を出席させ、又は関係資料を閲覧するなどして、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しなければならない。 2. 監査委員会は、必要があると認めたときは、前項の会議等において、その意見を表明しなければならない。 （執行役及び使用人に対する調査等） 第 35 条 1. 監査委員会は、必要があると認めたときは、執行役及び使用人に対してその職務の執行に関する事項について報告を求め、又は第 8 条第 1 項第 1 号に定める監査委員を通じて会社の業務及び財産の状況を調査しなければならない。 2. 監査委員会は、前項の報告の徴収又は調査に関して、必要があると認めたときは、執行役又は使用人からの直接的な報告の徴収その他の方法による調査を実施しなければならない。 （会社財産の現況等の把握） 第 36 条 監査委員会は、重要な会社財産の取得、保有及び処分状況、会社の資
---	---

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

産及び負債の管理状況等を含めた会社財産の現況及び実質価値の把握に努めなければならない。 （会計監査人との関係） 第 37 条 1. 監査委員会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人から財務報告内部統制に関するリスク評価等に関する報告を受けるほか、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行わなければならない。 2. 監査委員会は、会計監査人の往査及び往査に関わる監査講評に際し、必要に応じて補助使用人等もしくは内部監査部門等の使用人を立ち会わせるほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。 3. 監査委員会は、会計監査人から執行役又は取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役会に対する報告又は執行役に対する助言もしくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。 4. 監査委員会は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。 （企業集団に関する監査） 第 38 条 1. 子会社等を有する会社の監査委員会は、連結経営の視点を踏まえ、その	産及び負債の管理状況等を含めた会社財産の現況及び実質価値の把握に努めなければならない。 （会計監査人との関係） 第 37 条 1. 監査委員会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人から財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすおそれがあると認められる事項について報告を受けるほか、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行わなければならない。 2. 監査委員会は、会計監査人の往査及び往査に関わる監査講評に際し、必要に応じて補助使用人等もしくは内部監査部門等の使用人を立ち会わせるほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。 3. 監査委員会は、会計監査人から執行役又は取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役会に対する報告又は執行役に対する助言もしくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。 4. 監査委員会は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。 （企業集団に関する監査） 第 38 条 1. 子会社等を有する会社の監査委員会は、連結経営の視点を踏まえ、その
--	--

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

職務を執行する。 2. 監査委員会は、その職務の執行にあたり、親会社及び子会社等の監査委員会もしくは監査役、内部監査部門等、又は会計監査人と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るとともに、実効的かつ効率的な監査を実施するよう努めなければならない。 3. 第 8 条第 1 項第 2 号に定める監査委員は、執行役の職務の執行を監査するため、必要があると認めたときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。 第 8 章 会社の支配に関する基本方針等 （会社の支配に関する基本方針等） 第 39 条 1. 監査委員会は、会社がその財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）を定めている場合には、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、次に掲げる事項について検討し、監査報告において意見を述べなければならない。 - 一 基本方針の内容 - 二 次に掲げる取組みの具体的な内容 - イ 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み - ロ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「買収防衛策」という） 2. 監査委員会は、前項第 2 号に定める各取組みの次に掲げる要件への該当	職務を執行する。 2. 監査委員会は、その職務の執行にあたり、親会社及び子会社等の監査委員会もしくは監査役、内部監査部門等、又は会計監査人と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るとともに、実効的かつ効率的な監査を実施するよう努めなければならない。 3. 第 8 条第 1 項第 2 号に定める監査委員は、執行役の職務の執行を監査するため、必要があると認めたときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。 第 8 章 会社の支配に関する基本方針等 （会社の支配に関する基本方針等） 第 39 条 1. 監査委員会は、会社がその財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という）を定めている場合には、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、次に掲げる事項について検討し、監査報告において意見を述べなければならない。 - 一 基本方針の内容 - 二 次に掲げる取組みの具体的な内容 - イ 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み - ロ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「買収防衛策」という） 2. 監査委員会は、前項第 2 号に定める各取組みの次に掲げる要件への該当
--	--

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

性に関する取締役会の判断及びその判断に係る理由について、取締役会その他における審議の状況を踏まえて検討し、監査報告において意見を述べなければならない。 - 一 当該取組みが基本方針に沿うものであること。 - 二 当該取組みが会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。 - 三 当該取組みが会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。 3. 監査委員が買収防衛策の発動又は不発動に関する一定の判断を行う委員会の委員に就任した場合には、当該監査委員は、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社利益の最大化に沿って適正に当該判断を行うものとする。	性に関する取締役会の判断及びその判断に係る理由について、取締役会その他における審議の状況を踏まえて検討し、監査報告において意見を述べなければならない。 - 一 当該取組みが基本方針に沿うものであること。 - 二 当該取組みが会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。 - 三 当該取組みが会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。 3. 監査委員が買収防衛策の発動又は不発動に関する一定の判断を行う委員会の委員に就任した場合には、当該監査委員は、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社利益の最大化に沿って適正に当該判断を行うものとする。
第9章 株主代表訴訟への対応等 （執行役又は取締役と会社との訴えの代表） 第40条 1. 会社が執行役もしくは取締役に対して訴えを提起し、又は執行役もしくは取締役が会社に対し訴えを提起する場合には、第8条第1項第3号に定める監査委員が会社を代表する。 2. 前項の監査委員は、当該事案に利害関係を有していない者でなければならない。（現行どおり） 3. 監査委員が当該訴えの当事者である場合は、取締役会が定める者、又は株主総会が当該訴えについて会社を代表する者を定めたときは、その者が会社を代表する。（現行どおり）	第9章 株主代表訴訟への対応等 （執行役又は取締役と会社との訴えの代表） 第40条 1. 会社が執行役もしくは取締役に対して訴えを提起し、又は執行役もしくは取締役が会社に対し訴えを提起する場合には、第8条第1項第3号に定める監査委員が会社を代表する。 2. 前項の監査委員は、当該事案に利害関係を有していない者でなければならない。（現行どおり） 3. 監査委員が当該訴えの当事者である場合は、取締役会が定める者、又は株主総会が当該訴えについて会社を代表する者を定めたときは、その者が会社を代表する。（現行どおり）

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

（執行役又は取締役の責任の一部免除に関する同意） 第 41 条 1. 次に掲げる監査委員の全員の同意は、監査委員会における協議を経て行うことができる。 一 執行役又は取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出することに対する同意 二 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意 三 定款の規定に基づき執行役又は取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出することに対する同意 四 社外取締役との間で責任限定契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意 2. 前項各号の同意を行うにあたり、監査委員は、定款変更にかかる議案に対する同意については定款変更の当否や提案理由の適切さ等を、責任の一部免除にかかる議案に対する同意については免除の理由、当該事案について判決が出されているときにはその内容等を十分に吟味し、かつ、必要に応じて外部専門家の意見も徴して判断を行うものとする。 3. 監査委員会は、第 1 項各号の同意の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。（現行どおり） （株主代表訴訟の提訴請求の受領、不提訴理由の通知） 第 42 条 1. 監査委員会は、監査委員に対して執行役又は取締役の責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求がされた場合には、その対応について十分	（執行役又は取締役の責任の一部免除に関する同意） 第 41 条 1. 次に掲げる監査委員の全員の同意は、監査委員会における協議を経て行うことができる。 一 執行役又は取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出することに対する同意 二 取締役会決議によって<u>執行役又は</u>取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意 三 定款の規定に基づき執行役又は取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出することに対する同意 四 社外取締役との間で責任限定契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意 2. 前項各号の同意を行うにあたり、監査委員は、定款変更にかかる議案に対する同意については定款変更の当否や提案理由の適切さ等を、責任の一部免除にかかる議案に対する同意については免除の理由、当該事案について判決が出されているときにはその内容等を十分に吟味し、かつ、必要に応じて外部専門家の意見も徴して判断を行うものとする。 3. 監査委員会は、第 1 項各号の同意の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。（現行どおり） （株主代表訴訟の提訴請求の受領、不提訴理由の通知） 第 42 条 1. 監査委員会は、監査委員に対して執行役又は取締役の責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求がされた場合には、その対応について十分
--	--

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

に審議のうえ、提訴の可否を判断しなければならない。 2. 前項の提訴の可否判断にあたって、監査委員会は、被提訴執行役又は取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施しなければならない。 3. 監査委員会は、第 1 項の判断結果について、取締役会及び被提訴執行役又は取締役に対して通知する。 4. 第 1 項の判断の結果、責任追及の訴えを提起しない場合において、提訴請求株主又は責任追及の対象となっている執行役又は取締役から請求を受けたときは、監査委員は、当該請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出し、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならない。この場合、監査委員は、外部専門家の意見を徴したうえ、監査委員会における審議を経て判断する。 - 一 監査委員が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む） - 二 被提訴執行役又は取締役の責任又は義務の有無についての判断 - 三 被提訴執行役又は取締役に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由 5. 監査委員会は、提訴の可否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。（現行どおり） （補助参加の同意） 第 43 条 1. 株主代表訴訟において会社が被告執行役又は取締役側へ補助参加することに対しての監査委員の全員の同意は、監査委員会における協議を経て行うことができる。	に審議のうえ、提訴の可否を判断しなければならない。 2. 前項の提訴の可否判断にあたって、監査委員会は、被提訴執行役又は取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施しなければならない。 3. 監査委員会は、第 1 項の判断結果について、取締役会及び被提訴執行役又は取締役に対して通知する。 4. 第 1 項の判断の結果、責任追及の訴えを提起しない場合において、提訴請求株主又は責任追及の対象となっている執行役又は取締役から請求を受けたときは、監査委員は、当該請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出し、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならない。この場合、監査委員は、外部専門家の意見を徴したうえ、監査委員会における審議を経て判断する。 - 一 監査委員が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む） - 二 被提訴執行役又は取締役の責任又は義務の有無についての判断 - 三 被提訴執行役又は取締役に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由 5. 監査委員会は、提訴の可否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。（現行どおり） （補助参加の同意） 第 43 条 1. 株主代表訴訟において会社が被告執行役又は取締役側へ補助参加することに対する監査委員の全員の同意は、監査委員会における協議を経て行うことができる。
--	---

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

2. 前項の補助参加への同意の当否判断にあたって、監査委員会は、関係する執行役又は取締役並びに被告執行役又は取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査委員会は、補助参加への同意の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。 （訴訟上の和解） 第 44 条 1. 監査委員会は、株主代表訴訟について原告株主と被告執行役又は取締役との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告がなされた場合には、速やかにその対応について審議のうえ、和解に異議を述べるかどうかを決議し、その結果を取締役会に報告する。 2. 前項の訴訟上の和解の当否判断にあたって、監査委員会は、被告執行役又は取締役、関係する執行役又は取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査委員会は、訴訟上の和解の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。 第 10 章 監査の報告 （監査内容等の報告・説明） 第 45 条 監査委員会は、監査活動及び監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、職務遂行の状況並びに監査の内容及び結果について、必要がある	2. 前項の補助参加への同意の当否判断にあたって、監査委員会は、関係する執行役又は取締役並びに被告執行役又は取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査委員会は、補助参加への同意の当否判断<u>のために行った調査及び協議</u>の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。 （訴訟上の和解） 第 44 条 1. 監査委員会は、株主代表訴訟について原告株主と被告執行役又は取締役との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告がなされた場合には、速やかにその対応について審議のうえ、和解に異議を述べるかどうかを決議し、その結果を取締役会に報告する。 2. 前項の訴訟上の和解の当否判断にあたって、監査委員会は、被告執行役又は取締役、関係する執行役又は取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査委員会は、訴訟上の和解の当否判断<u>のために行った調査及び審議</u>の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。 第 10 章 監査の報告 （監査内容等の報告・説明） 第 45 条 監査委員会は、監査活動及び監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、職務遂行の状況並びに監査の内容及び結果について、必要がある
---	---

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

と認めたときは、取締役会、執行役、及び株主等に対して説明しなければならない。 （監査記録の作成） 第 46 条 監査委員会は、監査記録を作成しておかなければならない。当該監査記録には、監査委員会が実施した監査の方法及びその内容、監査の結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。 （取締役会及び代表執行役等への報告） 第 47 条 1. 監査委員会は、その活動状況等について、定期的に取り締役に報告する。 （現行どおり） 2. 監査委員会は、重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を取り締役会及び代表執行役その他関係する執行役に報告し、必要があると認めたときは、取締役会に対して提案を行い、又は代表執行役その他関係する執行役に対して助言もしくは勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。 （監査報告の作成・通知） 第 48 条 1. 監査委員会は、その決議をもって、正確かつ明瞭に監査報告を作成しなければならない。 2. 監査委員会は、事業報告、計算関係書類その他の書類について、法定記載事項のほか、開示すべき事項が適切に記載されているかを確かめ、必要	と認めたときは、取締役会、執行役、及び株主等に対して説明しなければならない。 （監査記録の作成） 第 46 条 監査委員会は、監査記録を作成しておかなければならない。当該監査記録には、監査委員会が実施した監査の方法及びその内容、監査の結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。 （取締役会及び代表執行役等への報告） 第 47 条 1. 監査委員会は、その活動状況等について、定期的に取り締役に報告する。 （現行どおり） 2. 監査委員会は、重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を取り締役会及び代表執行役その他関係する執行役に報告し、必要があると認めたときは、取締役会に対して提案を行い、又は代表執行役その他関係する執行役に対して助言もしくは勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。 （監査報告の作成・通知） 第 48 条 1. 監査委員会は、その決議をもって、正確かつ明瞭に監査報告を作成しなければならない。 2. 監査委員会は、事業報告、計算関係書類その他の書類について、法定記載事項のほか、開示すべき事項が適切に記載されているかを確かめ、必要
---	---

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

に応じてそれらの作成に関する職務を行った執行役に対して説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求めなければならない。 3. 監査委員会は、第 20 条第 1 項に定める内部統制システムに係る取締役会決議の内容が相当であるか否かを監査報告に記載する。なお、当該決議に基づき整備されている内部統制システムについて指摘すべき事項がある場合には、その内容を監査報告に記載する。 4. 前項の事項に加え、監査委員会は、執行役又は取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認し、第 22 条第 1 項第 2 号に掲げる事項にも留意のうえ、監査報告に記載すべき事項があるか検討する。 5. 監査委員は、監査報告の記載事項について異なる意見がある場合には、その意見を監査報告に記載しなければならない。 6. 監査委員は、監査報告に署名又は記名押印し、社外監査委員はその旨を記載する。また、監査報告には、作成年月日を記載しなければならない。 7. 第 8 条第 1 項第 6 号に定める監査委員は、事業報告等に係る監査報告の内容及び計算関係書類に係る監査報告の内容を第 2 項の執行役に通知し、計算関係書類に係る監査報告の内容を会計監査人に通知する。 8. 前項において、第 8 条第 1 項第 6 号に定める監査委員は、十分な監査期間が確保されるよう、必要に応じて、事業報告等に係る監査報告の内容を第 2 項の執行役に通知すべき日について当該執行役との間で合意し、計算関係書類に係る会計監査報告の内容を第 8 条第 1 項第 6 号に定める監査委員に通知すべき日並びに計算関係書類に係る監査報告の内容を第 2 項の執行役及び会計監査人に通知すべき日について、第 2 項の執行役及び会計監査人との間で合意して定めるものとする。 （電磁的方法による開示）	に応じてそれらの作成に関する職務を行った執行役に対して説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求めなければならない。 3. 監査委員会は、第 20 条第 1 項に定める内部統制システムに係る取締役会決議の内容が相当であるか否かを監査報告に記載する。なお、当該決議に基づき整備されている内部統制システムについて指摘すべき事項がある場合には、その内容を監査報告に記載する。 4. 前項の事項に加え、監査委員会は、執行役又は取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認し、第 22 条第 1 項第 2 号に掲げる事項にも留意のうえ、監査報告に記載すべき事項があるか検討する。 5. 監査委員は、監査報告の記載事項について異なる意見がある場合には、その意見を監査報告に記載しなければならない。 6. 監査委員は、監査報告に署名又は記名押印し、社外監査委員はその旨を記載する。また、監査報告には、作成年月日を記載しなければならない。 7. 第 8 条第 1 項第 6 号に定める監査委員は、事業報告等に係る監査報告の内容及び計算関係書類に係る監査報告の内容を第 2 項の執行役に通知し、計算関係書類に係る監査報告の内容を会計監査人に通知する。 8. 前項において、第 8 条第 1 項第 6 号に定める監査委員は、十分な監査期間が確保されるよう、必要に応じて、事業報告等に係る監査報告の内容を第 2 項の執行役に通知すべき日について当該執行役との間で合意し、計算関係書類に係る会計監査報告の内容を第 8 条第 1 項第 6 号に定める監査委員に通知すべき日並びに計算関係書類に係る監査報告の内容を第 2 項の執行役及び会計監査人に通知すべき日について、第 2 項の執行役及び会計監査人との間で合意して定めるものとする。 （電磁的方法による開示）
---	---

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

第 49 条

1. 株主総会参考書類、事業報告、個別注記表又は連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査委員会の監査報告を含む）に記載又は表示すべき事項の全部又は一部について、インターネットによる開示の措置をとることにより株主に対して提供したものとみなす旨の定款の定めがある会社において、執行役が当該措置をとろうとしている場合には、監査委員会は、当該措置をとることについて検討し、必要があると認めたときは、異議を述べなければならない。
2. 取締役が前項の定款の定めに基づく措置をとる場合に、監査委員会は、現に株主に対して提供される事業報告又は計算書類もしくは連結計算書類が、監査報告を作成するに際して監査をした事業報告又は計算書類もしくは連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求することができる。

（株主総会への報告・説明等）

第 50 条

1. 監査委員会は、株主総会に提出される議案及び書類について法令もしくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査する。
2. 定時株主総会において、事業報告等に係る監査報告の内容及び計算関係書類に係る監査報告の内容並びに自らの職務に関する事項について説明を行うことが望ましい。
3. 監査委員会は、株主総会において株主が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。
4. 監査委員会は、株主総会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめる。

第 49 条

1. 株主総会参考書類、事業報告、個別注記表又は連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査委員会の監査報告を含む）に記載又は表示すべき事項の全部又は一部について、インターネットによる開示の措置をとることにより株主に対して提供したものとみなす旨の定款の定めがある会社において、当該措置が現にとられようとしている場合には、監査委員会は、当該措置をとることについて検討し、必要があると認めたときは、異議を述べなければならない。
2. 前項の定款の定めに基づく措置がとられる場合に、監査委員会は、現に株主に対して提供される事業報告又は計算書類もしくは連結計算書類が、監査報告を作成するに際して監査をした事業報告又は計算書類もしくは連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を請求することができる。

（株主総会への報告・説明等）

第 50 条

1. 監査委員会は、株主総会に提出される議案及び書類について法令もしくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査する。
2. 定時株主総会において、事業報告等に係る監査報告の内容及び計算関係書類に係る監査報告の内容並びに自らの職務に関する事項について説明を行うことが望ましい。
3. 監査委員会は、株主総会において株主が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。
4. 監査委員会は、株主総会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめる。

監査委員会監査基準（公開草案との対比表）

（附則） 1. 本基準において「・・・条」とある条項は、特に言及がない限り本基準の条項を指すものとする。（現行どおり） 2. 本基準において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。また、本基準において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含むものとする。（現行どおり）	（附則） 1. 本基準において「・・・条」とある条項は、特に言及がない限り本基準の条項を指すものとする。（現行どおり） 2. 本基準において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。また、本基準において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含むものとする。（現行どおり）
---	---

以上